

平成22年5月31日

株主の皆様へ

更生会社 株式会社ジョイント・コーポレーション

管財人 水上 博和

管財人 新保 克芳

更生計画認可決定に伴う弊社株式等のお取扱いについて

弊社の会社更生手続開始に伴い、平成21年6月30日付で東京証券取引所において弊社株式が上場廃止となり、株主の皆様にご迷惑をおかけしたこと深くお詫び申し上げます。

弊社の会社更生手続につきましては、平成22年5月24日に開催されました関係人集会にて賛成多数により更生計画案が可決され、平成22年5月31日に東京地方裁判所より認可決定を受けるに至りました。

これに伴い、弊社株式は更生計画に規定された内容に従い、発行済株式全てを弊社が無償で取得させていただき、あわせて取得した株式全てを消却（100パーセント減資）いたします。これまで長きにわたり弊社をご支援いただきました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなりますことをご案内申し上げますとともに、重ねてお詫び申し上げます次第です。

なお、発行済株式全ての無償取得および消却（100パーセント減資）に伴う弊社株式及び株券等のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

■弊社による発行済株式全ての無償取得および消却の効力発生日

更生計画に則り、更生計画の認可決定確定日から3ヶ月以内に発行される株式の払い込み日に、弊社が、発行済株式全てを無償取得し、消却いたします。

■株券について

弊社株券につきましてはご返却していただく必要は無く、またその他必要となる手続きもございません。

■転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

期限の利益の喪失によって消滅しております。

<ご参考>

株主様がお持ちであった弊社株式が全て無償取得および消却されたことの証明が必要な株主様は、下記までご連絡ください。株主様のご登録住所宛てにお送りいたします。

連絡先 〒153-0063 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

更生会社 株式会社ジョイント・コーポレーション 総務部

電話 03-5759-8833（直通）

以上